

# 令和4年度 鳥取県会計年度任用職員（就業支援員） 採用試験募集案内（鳥取県立鳥取ハローワーク）

◆鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク◆  
〒680-0835 鳥取市東品治町111-1（JR鳥取駅構内）  
電話(0857)51-0501 <https://www.tori-hello-w.jp/>

## 1 受付期間・書類選考・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和4年10月19日（水）～令和4年11月2日（水） ◎郵送又は持参により申し込んでください。 ◎郵送の場合は、令和4年11月2日（水）午後6時15分必着 ◎持参による場合の受付時間 午前10時から午後6時15分まで （日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。）
書類選考	◎申込書類の内容に基づき、書類選考を行います。 ◎書類選考の結果は、鳥取県立ハローワークホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、すべての応募者に郵送でお知らせします。
試験日時	令和4年11月16日（水）※時間は、受験者に別途お知らせします。 ◎書類選考に合格した方を対象に実施します。
試験会場	鳥取県庁本庁舎8階第8会議室（鳥取市東町一丁目220）
合格者発表日	令和4年11月17日（木）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
就業支援員	1名	・求職者に対する職業相談及び職業紹介 ・企業訪問による職場開拓、求人内容の調整 ・就業体験事業所への紹介及び受講指導 ・求職者への就職支援に関すること ・その他、県立ハローワークの受付、運営・事務処理業務等に関すること	鳥取県立鳥取ハローワーク 鳥取市東品治町111-1 （JR鳥取駅構内）

## 3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 次のいずれかに該当する人  
・企業等で労務、人事管理等の経験がある人  
・職業相談、就業指導又は職業紹介の経験がある人
- 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。  
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人  
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人  
・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内容
書類選考	75点	履歴書及び職務経歴書、小論文の記載内容を審査
面接試験	300点	個別面接（1人20分程度）

## 5 任用期間

令和4年12月1日（木）～令和5年3月31日（金）

## 6 勤務条件

給 与	<p>○報酬 日額13,400円</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）1.98月分（6月期0.99月分、12月期0.99月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （令和4年度は任用期間が6月未満のため支給なし）</p> <p>○通勤手当 ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり55,000円を限度額とします。 ・自家用車等利用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。あわせて、駐車場代として月額最大1,000円を加算します。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	1ヵ月17日（土曜日勤務有） 午前9時45分から午後6時30分まで
任用の期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

※上記は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

申込書類等	(1)履歴書（顔写真を添付すること）1部 (2)職務経歴書 1部 (3)小論文
申込み先（問合せ先）	鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク 〒680-0835 鳥取市東品治町111-1（JR鳥取駅構内） 電話(0857) 51-0501 〔持参により申し込む場合〕 上記の鳥取県立鳥取ハローワークへ直接ご持参ください。 〔郵送で申し込む場合〕 あて先 〒680-0835 鳥取市東品治町111-1（JR鳥取駅構内） 鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク（担当：長谷川・米澤） ※封筒の表に赤字で「就業支援員希望」と書いてください。
受験票の送付	受験票は交付しません（電話で受験申込みを受理したことをお伝えします）。

※車椅子等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

<履歴書、職務経歴書及び小論文の記載方法>

### 1 履歴書に関する注意事項

厚生労働省履歴書様式例（A4）を使用し、顔写真を貼付するとともに①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所（住所と異なる連絡先を希望される場合は、連絡先も）（※1）、⑤電話（※2）、⑥職歴（※3）、⑦免許・資格は必ず記入してください。

※1 住所又は連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。

※2 携帯電話をお持ちの場合は、連絡先に携帯電話の番号も記載してください。

※3 職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう古い順に記入してください。

## 2 職務経歴書記載に関する注意事項

- (1) A4サイズで様式任意とし、冒頭に「職務経歴書」と記載し、氏名を記入してください。
- (2) 応募動機及び履歴書中の主な「職歴」に係る業務内容を記載してください。

## 3 小論文記載に関する注意事項

- (1) 「企業の人材確保」「IJU ターン就職」「求職者支援」のテーマの中から任意にテーマを設定し、求職者もしくは企業に対してどのような支援ができるか、ご自身の経験をもとに記載してください。
- (2) A4サイズ1枚に収めてください。様式は任意とし、文字数は問いません。冒頭に小論文のテーマを記載し、氏名を記入してください。ワード等のパソコンを利用して作成してください。

## 4 その他注意事項

履歴書等の記載内容に不正があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。不合格もしくは取消の場合であっても、応募書類の返却はしません。責任をもって廃棄します。

## 8 合格者の決定方法・発表方法

### (1) 書類選考

履歴書及び職務経歴書、小論文の記載内容を審査・点数化し、得点の高い順に書類選考の合格者を決定し、鳥取県立ハローワークホームページに結果（合格者の受験番号）を掲載するとともに、すべての受験者に郵送で合否をお知らせします。（令和4年11月8日（火）頃）

### (2) 面接試験

面接試験の評価を点数化し、得点の高い順に合格者を決定し、鳥取県立ハローワークホームページに結果（合格者の受験番号）を掲載するとともに、すべての受験者に郵送でお知らせします。（令和4年11月17日（木）頃）

ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 9 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1ヵ月	鳥取県商工労働部雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク

## 10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに必ず試験会場前にお越しください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、本人確認ができるもの（例：運転免許証など）を持参してください。
- (3) 指定する場所以外での喫煙は禁止します。

## 11 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

## 12 その他

合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合、又は当該職で令和4年度中（令和5年3月31日まで）に欠員が出た場合は、面接試験等の得点の中の基準点以上の評価のうち、高い順から繰り上げて採用する場合があります。